

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松原市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松原市長

公表日

令和2年7月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>○松原市では、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険の資格の管理、保険料の賦課、収納管理、滞納管理、保険給付等を行っている。</p> <p>○特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <p>①国民健康保険被保険者の資格管理事務 ②国民健康保険の保険給付事務 ③国民健康保険料の賦課事務 ④国民健康保険料の収納管理事務 ⑤国民健康保険料の滞納管理事務 ⑥情報提供ネットワークシステム、中間サーバーを利用した特定個人情報連携事務 ⑦国保情報集約システムによる、資格継続情報、高額該当回数引き継ぎ情報の連携事務 ⑧オンライン資格確認の準備事務</p>
③システムの名称	①国民健康保険（税）システム ②国民健康保険（資格）システム ③国民健康保険（給付）システム ④収納消込／滞納管理システム ⑤団体内統合宛名システム ⑥中間サーバー ⑦国保情報集約システム ⑧国保総合システム ⑨医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
	①国民健康保険税賦課ファイル ②国民健康保険資格ファイル ③国民健康保険給付ファイル ④国民健康保険収滞納ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項、第2項及び別表第1の30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 3. 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(情報提供) ①番号法第19条第7号及び別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,5,10の2,11の2,12の3,15,19,20,25,33,41の2,43,44,46,49,53,55の2,59の3条 (情報照会) ①番号法第19条第7号及び別表第二 ・27、42、43、44、45の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25,25の2,26条 (オンライン資格確認の準備業務) ①番号法附則第6条第4項 ②国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 健康部 保険年金課、総務部 政策法務課 電話番号 072-334-1550(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 健康部 保険年金課 072-334-1550(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 寺本 孝宏	保険年金課長 中谷 信介	事後	
平成29年5月30日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項 (別表第2における情報照会の根拠) ・42、43、44、45の項	(情報提供) ①番号法第19条第7号及び別表第二 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,5,10の2,11の2,12の3,15,19,20,25,33,41の2,43,44,46,49,53,55の2,59の3条 (情報照会) ①番号法第19条第7号及び別表第二 ・42、43、44、45の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25,25の2,26条	事前	
平成29年5月30日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①国民健康保険(税)システム ②国民健康保険(資格)システム ③国民健康保険(給付)システム ④収納消込/滞納管理システム ⑤団体内統合宛名システム ⑥中間サーバー	①国民健康保険(税)システム ②国民健康保険(資格)システム ③国民健康保険(給付)システム ④収納消込/滞納管理システム ⑤団体内統合宛名システム ⑥中間サーバー ⑦国保情報集約システム ⑧国保総合システム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月7日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ①番号法第19条第7号及び別表第二 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第1,2,3,4,5,10の2,11の2,12 の3,15,19,20,25,33,41の2,43,44,46,49,53,55の 2,59の3条 (情報照会) ①番号法第19条第7号及び別表第二 ・42、43、44、45の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第25,25の2,26条	(情報提供) ①番号法第19条第7号及び別表第二 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,7 8,80,87,88,93,97,106,109,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第1,2,3,4,5,10の2,11の2,12 の3,15,19,20,25,33,41の2,43,44,46,49,53,55の 2,59の3条 (情報照会) ①番号法第19条第7号及び別表第二 ・27、42、43、44、45の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第25,25の2,26条	事後	
令和1年5月7日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 中谷 信介	保険年金課長	事後	
令和1年5月7日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年7月9日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年5月7日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年7月9日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年5月7日	IV. リスク対策について		項目の追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月28日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○松原市では、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険の資格の管理、保険料の賦課、収納管理、滞納管理、保険給付等を行っている。 ○特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者の資格管理事務 ②国民健康保険の保険給付事務 ③国民健康保険料の賦課事務 ④国民健康保険料の収納管理事務 ⑤国民健康保険料の滞納管理事務	○松原市では、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険の資格の管理、保険料の賦課、収納管理、滞納管理、保険給付等を行っている。 ○特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者の資格管理事務 ②国民健康保険の保険給付事務 ③国民健康保険料の賦課事務 ④国民健康保険料の収納管理事務 ⑤国民健康保険料の滞納管理事務 ⑥情報提供ネットワークシステム、中間サーバーを利用した特定個人情報連携事務 ⑦国保情報集約システムによる、資格継続情報、高額該当回数引き継ぎ情報の連携事務 ⑧オンライン資格確認の準備事務	事前	
令和2年7月28日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	①国民健康保険(税)システム ②国民健康保険(資格)システム ③国民健康保険(給付)システム ④収納消込/滞納管理システム ⑤団体内統合宛名システム ⑥中間サーバー ⑦国保情報集約システム ⑧国保総合システム	①国民健康保険(税)システム ②国民健康保険(資格)システム ③国民健康保険(給付)システム ④収納消込/滞納管理システム ⑤団体内統合宛名システム ⑥中間サーバー ⑦国保情報集約システム ⑧国保総合システム ⑨医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年7月28日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第1の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	1. 番号法第9条第1項、第2項及び別表第1の30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 3. 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月28日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ①番号法第19条第7号及び別表第二 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,5,10の2,11の2,12の3,15,19,20,25,33,41の2,43,44,46,49,53,55の2,59の3条 (情報照会) ①番号法第19条第7号及び別表第二 ・27、42、43、44、45の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25,25の2,26条	(情報提供) ①番号法第19条第7号及び別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,5,10の2,11の2,12の3,15,19,20,25,33,41の2,43,44,46,49,53,55の2,59の3条 (情報照会) ①番号法第19条第7号及び別表第二 ・27、42、43、44、45の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25,25の2,26条 (オンライン資格確認の準備業務) ①番号法附則第6条第4項 ②国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年7月28日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年7月28日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	